

第6章 今後5年間の子ども・子育て支援への取り組み

1 乳幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 等
2号認定	3～5歳	幼稚園（就労している）	共働きであるが幼稚園利用希望の家庭
	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭 等
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園+地域型保育	共働き家庭 等

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育園、認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所、院内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
認可外（地方単独事業）	その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員子ども専用）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		46	48	53	54	57
	確保の内容	認定こども園・保育所	51	52	54	54
	地域型保育事業	(9)	9	9	9	9

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数

9人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
必要利用定員総数（人）		246	252	247	246	242
	確保の内容	認定こども園・保育所	165	185	207	207
	地域型保育事業	(36)	41	41	41	41

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設保育確保人数

36人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。

(③) 3~5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に対応した適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育所において、必要な3~5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保の内容

		H27年度		H28年度		H29年度	
確保の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
		603	327	596	333	571	327
地域型保育事業		897	339	894	339	896	387
		-	(6)	-	0	-	0
		H30年度		H31年度			
確保の 内容	認定こども園・幼稚園・保育所	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定		
		550	323	556	335		
地域型保育事業		896	387	896	387		
		-	0	-	0		

※平成27年度は地域型保育事業に移行予定がないため、認可外保育施設の保育確保人数
6人予定

※町内施設利用のほか、町外施設利用の広域調整後の確保の内容です。